

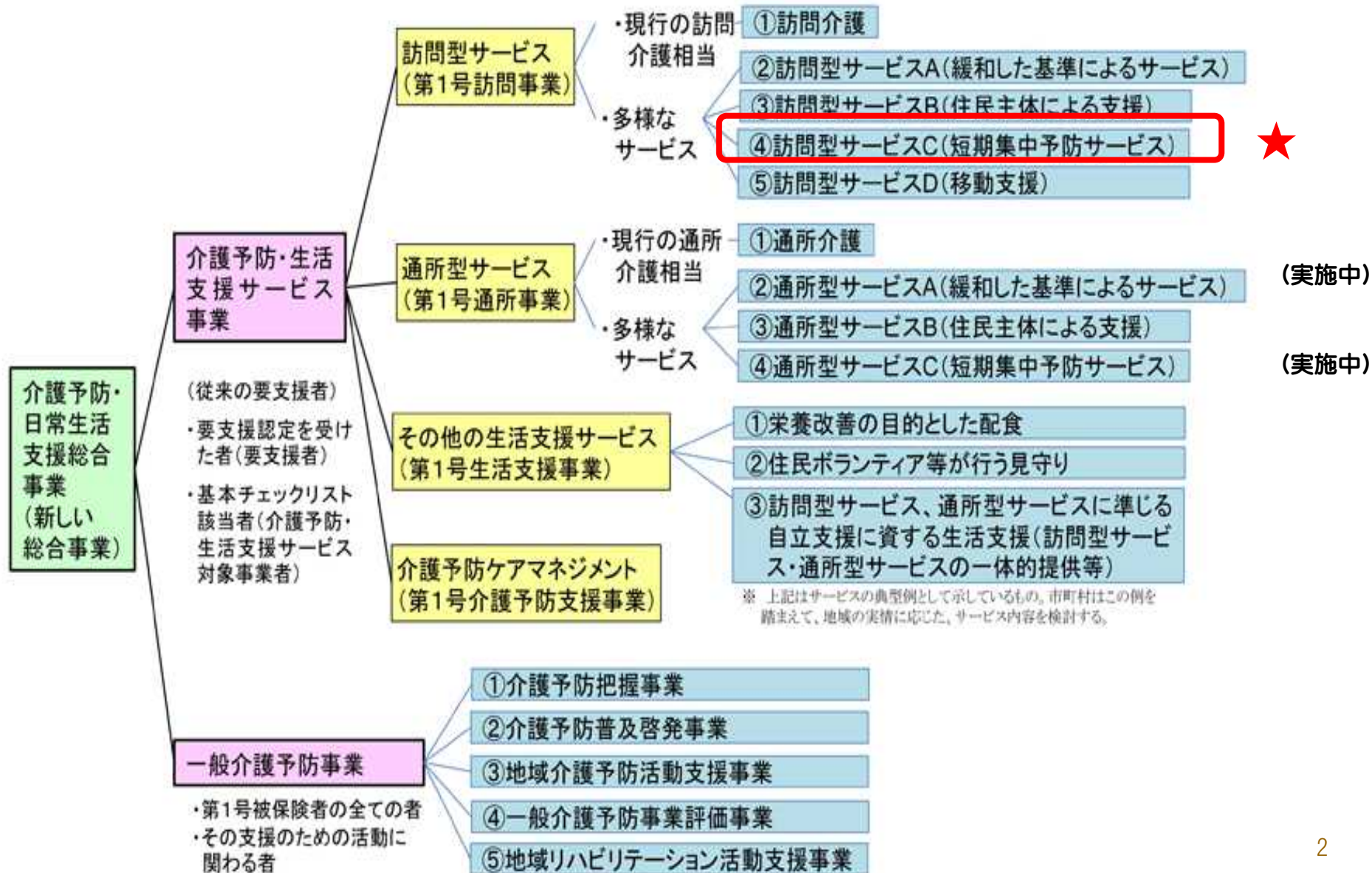
八女市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスC事業説明会

～訪問サービスフレイル救助隊～

(令和4年1月13日)

八女市役所介護長寿課
地域包括支援係

総合事業における位置づけ



～サービス概要～

運動器の機能低下などにより、生活機能低下傾向にある高齢者に対し、リハビリテーションや栄養の専門職が高齢者の居宅を訪問し、本人の状態に合わせた運動機能・栄養状態等の向上のための助言や指導、また、生活環境や生活動作の改善及び工夫に関する助言や指導を行い、生活機能の向上を図り、**引き続き本人の自立した日常生活を目指すもの。**

～サービスの対象者～

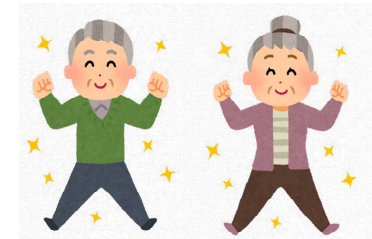
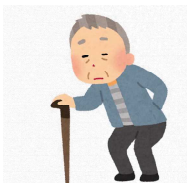
事業対象者・要支援1・2のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて生活機能に何らかの課題が見られ、専門職の訪問による助言や指導により生活機能の改善及び向上が図られ、自立した生活を継続して送ることが見込まれる者

利用者の状態と支援等のイメージ

要支援者・事業対象者

元気高齢者

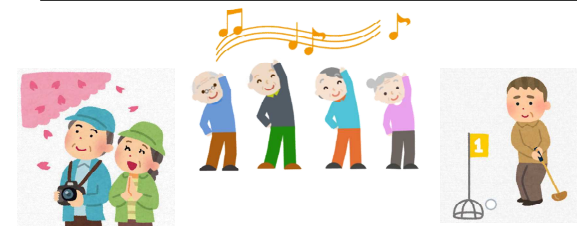
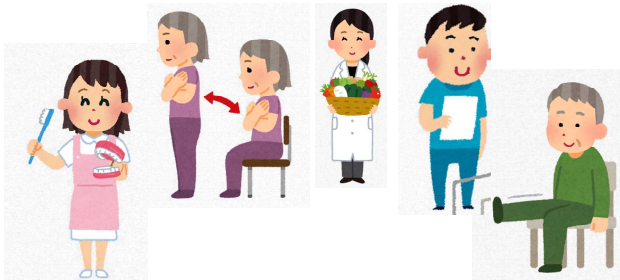
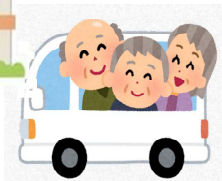
利用者の
状態



一定期間の支援が必要
(短期間での改善の可能性小～中)

心身機能、生活機能の低下
(短期間での改善の可能性 **大**)

自立して充実した生活



支援等

相当サービス・通所A等



通所C・訪問C等

一般介護予防事業・通いの場・生活支援ボランティア等

利用者の状態に応じた必要な支援

専門職による短期集中的な支援

相談・連携・後方支援

フレイルとは

フレイルとは、加齢に伴うさまざまな機能変化や予備能力低下によって外的なストレスに対する脆弱性が増加した状態である。すなわち、通常の日常生活を送るのにはほぼ十分な身体機能を有しているにもかかわらず、加齢をはじめとして、不活発な日常生活、合併する疾病、低栄養、社会参加の欠如などにより、感染症や外傷など軽微なストレスにより、要介護状態に陥りやすい高齢者をイメージすればよいであろう。実際、フレイル高齢者では日常生活機能障害、施設入所、転倒、入院をはじめとする健康障害を認めやすく、死亡割合も高くなることが知られている。

フレイルはサルコペニア(加齢に伴う筋肉減少)、生活機能障害、免疫異常、神経内分泌異常などの異常も複合的に関与し、多くの要因がフレイルに関わることが知られている。脳卒中、心不全などの心疾患、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、骨関節疾患、腎疾患など多くの疾病もフレイルと関係すると考えてよいであろう。しかし、適切に支援をうけることで健常な状態に戻ることができる時期ともされている。

◆基本チェックリスト◆

フレイル..7個以上該当

プレフレイル..7個以上9個以下該当

◆介護認定◆

プレフレイル・フレイル..要支援認定

(独立行政法人国立長寿医療研究センター)

～訪問型サービスC目標～

いつまでも住み慣れた自宅で暮らしていけるように、
住環境に合わせた体づくりをする

サービス利用例

- バスに乗って外出したい。近くのスーパーへ行きたい
⇒目標達成のために必要な訓練(バスの乗り降りやスーパーへ行く道のための練習等)
⇒専門職による目的地までの安全な道路確認・必要な身体能力向上に向けた支援の提案
- 自宅や自宅周辺で転倒を繰り返している、骨折後の利用者
⇒家屋や家屋周辺の環境確認・課題整理、運動機能・生活動作・栄養状態のアセスメント
- 痛みや身体可動域制限のため生活動作に課題がある利用者
⇒自宅課題・生活動作の指導・アドバイス
- 心不全や呼吸器疾患等で息切れ等によりフレイルが進行した方
⇒基礎疾患に負担のないトレーニングの指導、栄養状態の改善・指導、IADL拡大への助言

～サービス内容①～

サービス提供者

理学療法士(公益社団法人 理学療法士会)
管理栄養士(公益社団法人 栄養士会)

- ▶ 運動機能向上・栄養状態の改善・生活習慣病等基礎疾患重症化予防のための助言・指導
- ▶ 自宅で行う自主トレーニングの提案・助言・指導
- ▶ 生活動作の改善・工夫に関する助言・指導
- ▶ 生活環境(住環境)についての助言・指導

※利用者の身体に触れて行う機能訓練は行わない
(訪問リハビリテーションとの違い)

～サービス内容②～

利用者負担

なし

給付管理

なし

ケアマネジメント

通所型サービスCに準ずる
(通所C・訪問Cのみ利用時ケアマネジメントB)

担当者会議

通所型サービスCに準ずる
(担当者会議は必要に応じて実施。プラン変更は必要)

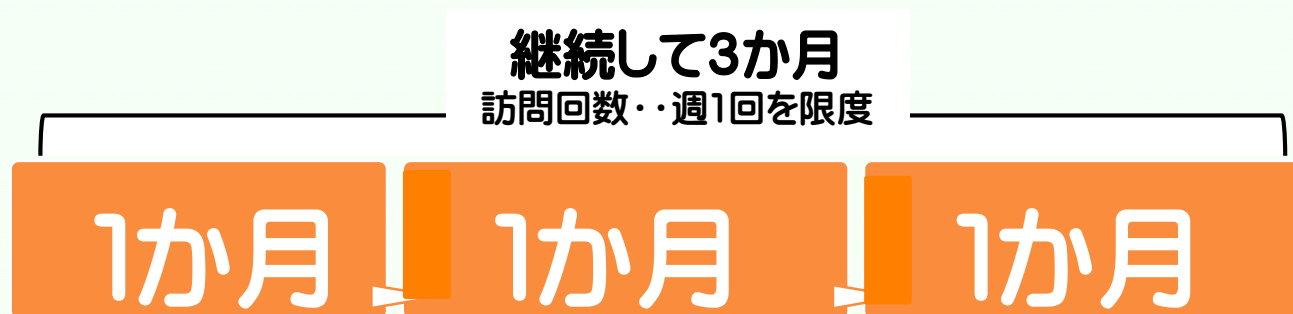
評価

通所型サービスCに準ずる
(サービス利用期間中に1度評価)

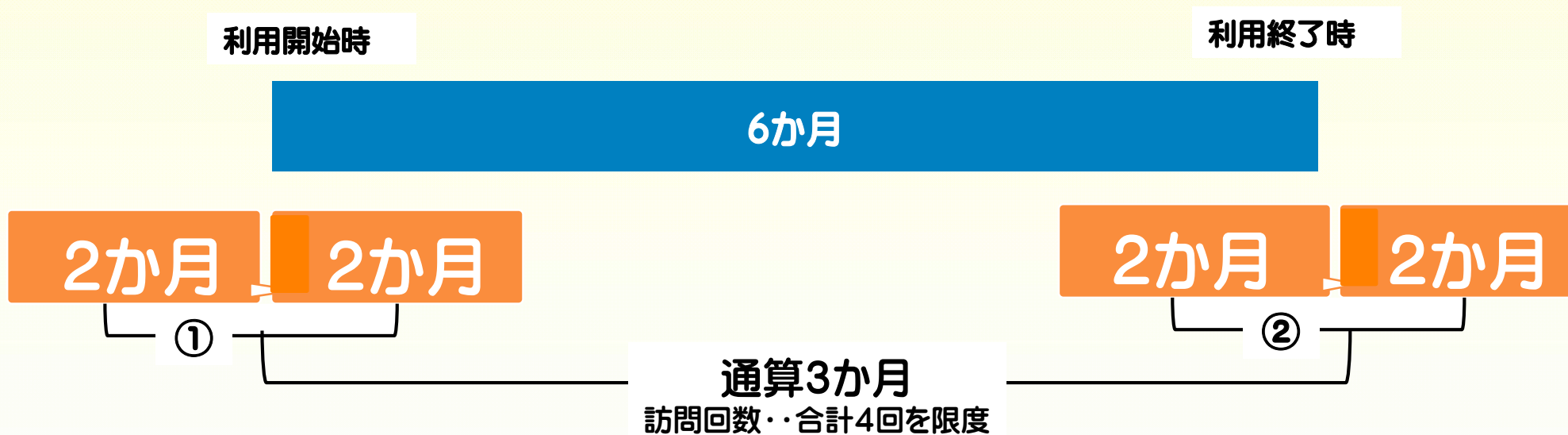
～サービス利用期間・内容～

	タイプⅠ (通常型)	タイプⅡ (通所C特化型)
期間	継続して3か月	通算3か月
訪問回数	1週当たり1回を限度	通算4回を限度
時間	1回につき60分程度	
延長	あり(3ヶ月)	なし

●タイプⅠ（通常型）



●タイプⅡ（通所C特化型）



※通所Cの①利用開始時②利用終了時各1回は訪問を実施する

～利用申請・延長申請～

市のホームページ掲載の申請書を
八女市に提出

※申請者は利用者本人もしくはは家族

【添付書類】

- 1 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント計画書
(※訪問Cを位置付けたプラン)
- 2 利用者基本情報
- 3 基本チェックリスト

} 写し

【提出先】

八女市役所 介護長寿課地域包括支援係
〒834-8585
福岡県八女市本町647番地
TEL:0943-24-9466

～利用制限～

本サービスは、**原則として1人1回のみ**の利用。

※ただし、次に該当する事由が発生した場合は、
再度の利用を検討可能

- ア 住環境や家庭環境に変更（転居等）があった場合
- イ 前回利用後、本人の身状体態に短期間で
のサービスが必要と認められるなんらかの
変化（2ヶ月以上の入院等）があった場合